# 「住民運動」と「市民活動」の連続性をめぐって

――垂水区団地スポーツ協会の事例から――

原田 峻

1960 年代から 1970 年代に噴出した住民運動は、今日では市民活動の形に「転換」したと論じられることが多いが、実際の地域社会では住民運動組織が他の諸団体と共存しながら存続していると考えられる。本稿は、「地域にスポーツの場を求める住民運動」として発足し、運動的側面を弱めながら 40 年間にわたり公園管理等を続ける垂水区団地スポーツ協会を、Kriesiの「社会運動組織の目標指向と行為レパートリーの変遷」の組織類型を参照しながら分析する。社会運動組織として成立した同協会は、制度化への指向を強めると同時に、成員たちの自発的な目標達成によってインヴォリューション指向を並存させてきた。組織の目標指向をめぐって内部分裂も迎えたが、今日でも他の諸団体とネットワーキングをしながらインヴォリューション指向と運動理念を持続させており、他の市民活動団体とは異なる特徴を示している。

## 1 問題設定

1960年代後半から1970年代前半にかけて、全国的な公害問題や都市問題の噴出を契機として各地で住民運動が沸き起こったが、1980年代以降には住民運動の「停滞」、「転換」が言われるようになった」。そして、1990年代以降になると、阪神大震災や特定非営利活動促進法制定を契機として、ボランティアやNPO、社会的企業などの市民活動が、住民運動に代わって注目を集めるようになる。

こうした 1970 年代の住民運動と近年の市民活動について、両者の段階的な連続性を主張する議論がある。例えば、牛山久仁彦は、住民運動が「地域の問題でありながら普遍的な価値や目標を共有する志向性」を表すようになることで市民運動に転換し(牛山 2004: 66)、「市民運動がより積極的に社会の中で創造的な役割を果

たそうと」することで市民活動に転換する(牛山 2004: 75)、という図式を立てる。同様に高田昭彦は、「現在の市民運動」を「NPO 段階の市民運動」と規定し、この市民運動の軌跡を「バブル経済から阪神大震災を経て市民活動が社会的に認知されるまでの時期(1985 年前後から97 年まで)は、社会運動が市民運動を経て市民活動として定着した時期といえる」と説明している(高田 2004: 86-87)。

住民運動が減少し市民活動が増加したということは、マクロな趨勢としては誤りではないが、このような段階図式には幾つかの暗黙の前提が置かれていることに注意しなければならない。道場親信は、牛山や高田の段階論的歴史記述で「なぜか後に来るものの方がより好ましいものであるかのように語られている」(道場 2006: 245)ことを批判している。また、村瀬博志の指摘しているように、牛山らの議論で

は、抵抗・告発という < 行為 > が(従来の)「運動」という《行為カテゴリー》に、参加・自治という < 行為 > が「NPO」「市民活動」という《行為者カテゴリー》に理論内在的に結びつけられていた(村瀬 2008: 118-119)。その結果、「<抵抗・告発 > という可視的な < 行為 > ばかりに注目し、『抵抗・告発=従来の運動』という図式を繰り返し採用することによって、《社会運動団体》の < 参加 > 行為を結果的に分析視覚から『隠蔽』することになってきた」(村瀬2008: 124)ことは否めない。道場や村瀬の議論を踏まえれば、住民運動と市民活動は2つの段階として厳密に区別できるものでもなければ、後者が前者を乗り越えたというものでもないと考えることができよう。

そもそも、1980年代の住民運動の「転換」 をめぐる議論に対しては、似田貝香門が次のよ うに疑問を呈していた。「組織外部へ向かって 活動する社会的生活に関わる諸団体こそが、地 域組織の活動変容と弱体化した住民運動を支 援する重要な媒体となっており」、「1980年代 の住民運動の『転換期』、『転形期』とは、こう した社会的生活に関わる諸団体の新しいボラン タリズムのインパクトによる地域組織と運動体 のあい異なる団体原理を並存させ相互浸透さ せていくなかで生まれてきた」(似田貝 1991: 137-138)。この議論を今日の市民活動の議論 に敷衍すれば、全国的に住民運動が減少し市民 活動が増加しても、個々の地域社会では地縁組 織、住民運動組織、市民活動組織などの諸団体 が共存しており、相互に影響を与えあっている。 住民運動組織は市民活動組織に全面的に転換す るのではなく、他の諸団体との関係のなかで存 続し補完されている。このような地域の様相を 踏まえれば、段階論ではなく、かつての住民運 動論と今日の市民活動をめぐる議論を有機的に

結び付けていくことが求められていると言える だろう。

そこで本稿が着目したいのが、1960年代に住民運動として出発し、運動としての性格を弱めながら今日まで存続している組織である。具体的には、1969年に「地域にスポーツの場を求める住民運動」として発足し、運動的側面を弱めながら 40年間にわたり公園管理等の活動を続ける神戸市の垂水区団地スポーツ協会を事例に取り上げる。このような組織にとって、地域や運動のタイプは存続の過程や形態にどのような影響を及ぼし、かつての住民運動の性格をどの程度保持していくのかを実証的に描き出すことで、住民運動と市民活動の議論を接続させることを目指す²。

#### 2 対象の設定と分析枠組み

## 2-1 対象の設定

垂水区団地スポーツ協会は、1969年、場所 がなくて手軽にスポーツをできない悩みを共有 した明石舞子団地や周辺の6団地350人によ って、野球・バレーボール・卓球の3種目で発 足した。当初は団地住民に限られていた会員の 枠も1973年に外され、会員や種目の数を増や しながら現在に至っている。発足当時から会費 は一人月10円を維持し、2007年の会員は約 1,500名。通常の活動は各種目を中心におこな われるが、全体行事や問題の調整には役員会が あたっている。同協会は、スポーツ社会学の分 野ではよく知られた団体であるが、管見の及ぶ 限り住民運動や市民活動の議論で取り上げられ たことはない。そこで、本節ではスポーツ社会 学の先行研究で不十分な点を示したのち、住民 運動・市民活動の議論でどのように位置づけら れるのかを示したい。

### スポーツ社会学による先行研究

垂水区団地スポーツ協会を対象としたものに限らず、スポーツ社会学の視点に立つ先行研究の特徴を挙げるならば、「スポーツ振興」という規範が前提になっていることである。そこでは時代ごとに要請された「スポーツ振興」のあり方によってモデルが提示され、そのモデルを通して事例が分析されることになる。垂水区団地スポーツ協会も、1970年代と1990年代で異なるモデルによって描かれ、双方において「成功例」として扱われてきた。

1970年代には、自治省などが進めた「コミュニティ構想」に呼応する形で「コミュニティ・スポーツ」の振興が謳われていた。この時期には、スポーツ社会学者の粂野豊が次のように垂水区団地スポーツ協会を評価している。「活動内容は、(中略) 16 種類にわたっているが、これらの活動が施設や組織と結びついているだけに、欧州なみのスポーツクラブの参考例と考えてよい。コミュニティ・スポーツ不毛のわが国にも、ようやく、地域を中心とした自発的・自主的スポーツクラブの芽生えがみられだしているといってよい」(粂野 1977: 195)。

1990年代には、文部科学省による「総合型スポーツクラブ育成モデル事業」(1995年)に端を発し、全国的に「総合型地域スポーツクラブ」が設立された。神戸市の総合型地域スポーツクラブをまとめたスポーツ社会学者の山口泰雄は、「団スポは、現在わが国で進められている総合型地域スポーツクラブのパイオニアである。今回調査し、総合型クラブのパイオニアであるだけでなく、『ささえるスポーツ』のパイオニアであるだけでなく、『ささえるスポーツ』のパイオニアであるだけでなく、『ささえるスポーツ』のパイオニアであるだけでなく、『ささえるスポーツ』のパイオニアであることがわかった。その結果、団スポが地域のまちづくりへと発展し、地域住民の拠点になっていることを強調したい」と記している(山口 2006: 42)。

このような描き方は、その時代ごとのモデル を是とし、モデルを他の事例に応用しようとす る限りにおいて有効であるが、逆に言えばモ デルでは捉えきれない側面を覆い隠すことにな る。粂野や山口の議論では、垂水区団地スポー ツ協会は「コミュニティ・スポーツ」「総合型 地域スポーツクラブ」という安定した組織とし て描かれ、時期ごとの変化も平板になり、本稿 で描くような行政との対立・包摂も、組織内の 対立も登場しない。本稿のような問題意識に立 つと、スポーツ社会学の先行研究では不十分だ と言える。むしろ、スポーツ社会学者たちの評 価そのものが垂水区団地スポーツ協会に一定の 影響を与えていることをふまえ、本稿ではスポ ーツ社会学者たちを同協会に関わる一アクター としてとらえていく。

#### 住民運動における位置づけ

では、住民運動において、垂水区団地スポー ツ協会はどのように位置づけられるだろうか。 垂水区団地スポーツ協会は一義的には、自分た ちのためのスポーツの場所を要求する「作為要 求型」3の住民運動である。だが、かつて似田 貝香門が指摘したように、住民運動は作為の要 求や阻止をおこなうのみならず、開発計画や政 策の設定した「公共性」を批判し、自らの「公 共性」の概念を構築するという意味を持ってい た(松原・似田貝編 1976: 231)。そして、「計 画や政策そのものと、関係住民との間の < 合意 形成 > をもって、『公共性』と考える | ような「ゴ ネ得」の住民運動は稀であり、多くの住民運動 では「価値を前提とする合意が『公共性』と考 えられて」いたため、「自己の主張の < 正統性 > を常に他者に証明させねばならな」かった(松原・ 似田貝編 1976: 233-235)。垂水区団地スポーツ 協会もまた、発足直後から自分たちの「正統性」

の獲得を目指すことになり、そこで掲げられた のが「住民スポーツ」の権利という論理であった。

日本におけるスポーツの大衆化は、高度成長 期に都市化と伴走するように浸透した現象であ る(田中 2006: 236)。スポーツ施設に関しては、 1969年に国民のスポーツ振興を初めて定めた 「スポーツ振興法」が制定され、1964年の東京 オリンピックを挟み、1972年の「保健体育審 議会答申」によって国民のスポーツ実践を保証 する諸条件の整備の基本方針が出された。だが、 1980年の「第二次臨時行政調査会答申」から 公共スポーツ施設の整備費は縮減されるように なり、代わって商業スポーツ施設への依存が強 くなった<sup>4</sup>。垂水区団地スポーツ協会は、この ように一般住民のスポーツが権利として認めら れ始めた時期に成立し、次第にその権利が軽視 されていくなかで展開していった住民運動であ った。そのため、自分たちのスポーツ施設を要 求するだけでなく、「学校スポーツ・企業スポ ーツ・競技スポーツ」から排除された「住民ス ポーツ」の権利を求める主張を繰り返すことに なる。こうして位置づけると、垂水区団地スポ ーツ協会もまた「公共性」を問う住民運動だっ たと言えよう。

# 市民活動における位置づけ

続いて、垂水区団地スポーツ協会を市民活動団体として捉えると、活動内容と地域性にそれぞれ位置づけがある。まず、垂水区団地スポーツ協会の活動内容はスポーツ団体という側面と公園管理団体という側面を持っているが、どちらも1990年代以降に行政から住民の自主的な団体結成が促された領域である。スポーツ団体については前述の「総合型地域スポーツクラブ」事業において、スポーツ団体をNPO法人化させて学校体育施設やスポーツ施設の管理の受け

皿にさせようとする意図がある。また、都市公園も指定管理者制度が進んでいる領域である。1990年代に入ってから、都市計画中央審議会の答申のなかで、「地域に密着した管理運営の推進(地域の住民や利用者が積極的に公園の整備や管理・運営に参加し、ともに公園を育み、コミュニティの醸成につながる、地域に密着した管理運営の推進)」(財団法人 公園緑地管理財団 2005: 12)といった文言が盛り込まれるようになる。住民運動から出発した垂水区団地スポーツ協会は、今日的なスポーツ団体や公園管理団体とは異なる性格を持っており、これらの市民活動を批判的に捉えなおす意味を持つ。

加えて、神戸市という地域的な特殊性も見逃せない。神戸市では、宮崎辰雄市長時代(1969年~1989年)に「株式会社神戸」と呼ばれるような都市経営をおこなっていたことで知られる。その都市コーポラティズムと呼応して、1970年代以降には「政策受益団体」と「市民活動団体」が市民の利益代表として展開していた(似田貝 1991: 105-107)。垂水区団地スポーツ協会が神戸市のコーポラティズムに対してどのように抵抗し包摂されたかを分析するのは、都市における諸団体の展開を見る上で興味深い事例にあたると言えるだろう。

# 2-2 分析枠組みと方法

### 分析枠組み

本稿では、1969年の発足から今日までの垂水区団地スポーツ協会の変遷を分析する。その際に分析枠組みとして参考にしたいのが、Hanspeter Kriesiによる「社会運動組織の目標指向と行為レパートリーの変遷」についての組織類型(Kriesi 1996)と、この組織類型を応用して住民運動の組織戦略を分析した樋口直人・中澤秀雄・水澤弘光の議論である(樋口ほか 1999)。

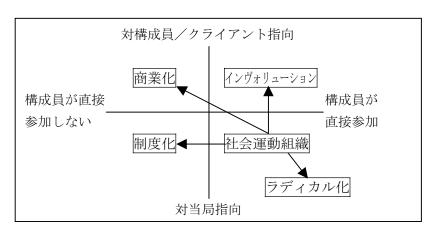


図1 社会運動組織の目標指向と行為レパートリー

Kriesi は、「社会運動組織の目標指向と行為レ パートリー」について、「対当局指向-対構成 員指向」(当局から何らかの集合財を得る、も しくは集合的な害を取り除く、という政治的な 目標のために行動しているか否か)と「構成員 の直接参加の有無」(集合行為に構成員を動員 するか否か)の2つの軸により、(a)ラディカ ル化、(b) 制度化、(c) 商業化、(d) インヴォリュ ーション、という図1のような組織類型を提示 している (Kriesi 1996: 152-153, 156-157)。ラ ディカル化とは、構成員の動員が再活性化し て、当局に要求を提示することで目標達成をは かる戦略を指す。制度化とは、政党や利益団体 に近付き、多くの場合少数の代表者のみが当局 に要求を提示することで目標達成をはかる戦略 である。商業化とは、当局に要求を出すのでは なくサービス組織に近付き、財やサービスを構 成員に有償で供給することにより共有財を生産 して、目標を達成する戦略のことである。イン ヴォリューションとは、自助グループやボラン ティアグループに近付き、当局に要求を出すの ではなく構成員の直接参加により共有財を自力 で生産して目標を達成する戦略を表す(Kriesi 1996: 156-157)。また、樋口・中澤・水澤は、「保

守勢力の統治能力と影響力のある同盟者としての革新勢力の有無」がこの図式の縦軸を規定し、「運動組織が構成員に与える物質的誘因の有無」が横軸を規定する、という形で説明変数一被説明変数に置き換え(樋口ほか 1999: 501-503)、1970年代から 1990年代にかけての住民運動の組織戦略の変遷を分析している。

Kriesi や樋口・中澤・水澤の議論では社会運動組織のマクロな趨勢を分析することに主眼があるが、本稿のようにこの四象限図式を1つの社会運動組織の目標指向と行為レパートリーの変遷の分析に用いることも有効だろう。ただし、縦軸と横軸をどう解釈するかについては、樋口・中澤・水澤の議論を批判的に展開したい。

まず、樋口・中澤・水澤と同様に図1の横軸は「物質的誘因の有無」が規定すると捉えるが、縦軸での「当局」をどのように定義するかについては留保が必要だろう。住民運動が集合財を要求する対象は市区町村の首長であることが多いが、都道府県知事、さらには中央政府の政策が集合財の配分に影響を及ぼすことも見逃せない。住民運動組織にとっては、どのレベルの「当局」を同盟者・敵手と見なして働きかけるかが、一つの戦略となる。後述のように垂水区団地ス

ポーツ協会においても、神戸市長、神戸市役所の担当課、垂水区長、兵庫県知事、さらには文部省を、「当局」として使い分けてきた。そのため本稿では、Kriesiと樋口・中澤・水澤の議論を踏襲しながら、「当局」が何を指すかについて適時論じていくことにする。

次に、この図式では住民運動の目標は「集合財の獲得もしくは集合的な害の排除」に限定されているが、前述のように住民運動は計画や政策の「公共性」を問うという意味も持っていた。このような論理は上図では捉えきれないため、図式と並行して会員たちの主張を参照することとする。

# 分析方法

本論文の分析は、垂水区団地スポーツ協会関係者への聞き取り調査と、同協会に関する資料を元にしている。聞き取りは2008年6月から2009年8月にかけて、垂水区団地スポーツ協会の(元)会員に対して計7回、神戸市職員・体育施設職員・神戸総合型地域スポーツクラブ関係者に対して計3回行った。聞き取り調査はいずれも半構造化インタビューを行った。同時に、同協会のスポーツ活動や公園管理活動への参与観察もおこなった。資料に関して、同協会の機関紙・記念誌、同協会から提供された活動内容・会員数などのデータ、同協会が取り上げられた新聞・雑誌記事、(元)会員の論文・著書(蓮沼1992など)、神戸市の行政資料などを用いた。

# 3. 住民運動組織としての成立と展開

以下、第3章と第4章で、垂水区団地スポーツ協会の発足から今日までを第Ⅰ期(1969~1970年)、第Ⅱ期(1970~1973年)、第Ⅲ期(1973~1980年)、第Ⅳ期(1980~1989年)、

第V期(1989~1993年)、第VI期(1993年~現在)の6つの時期に区分し、時期ごとの展開を、同協会をとりまく社会的状況、時期ごとの「当局」との関係などを視野に入れながら辿っていく。本章では、住民運動組織の成立と展開として描くことのできる第 I 期~第 V 期を扱う。

# 3-1 第 I 期:社会運動組織の成立(1969~1970年)

神戸市垂水区は、1960年代に一大団地群が建設されて人口が急増した場所である。垂水区団地スポーツ協会の中心となる県営明石舞子団地は、1964年に入居が始まった。同協会の発足以前、明石舞子団地や周辺団地では、新住民たちによって団地の空き地や集会所で単発的なソフトボール、バレーボール、卓球の活動がおこなわれていた。ここで、団地空間に年齢・階層の似通った人々が集住していたこと、スポーツの大衆化を背景に近隣関係を媒介するものとしてスポーツが活用されていたことは注目に値する。だが、彼らはすぐに、スポーツをする場所がないという不満を抱くことになる。特に、この不満を突出させる「キッカケ要因」(塩原 1976:337)になったのが、明石舞子団地内にある矢

神戸市に移管されると、公園は市民全体のものとの考えから、使うにはすべて抽選。しかも、体育施設が少ないために、公式行事の野球大会などに使われるとなると、ますます草野球チームが利用するチャンスがなくなる。(中略)神戸市の管理になると、明石市民の草野球チームは、申し込みすらできなくなるなどの心配が出てきたわけである。(蓮沼 1988: 55)

元台公園 5 の神戸市への移管問題であった。

加えて、団地外からの利用者増加による生活

環境の悪化も懸念された。

利用者が増えると場所の取り合いとなり、 夜明けとともに試合を始めるグループも現れ、ボールを打つ音、かけ声、歓声などが周囲の建物に反響して、住民を悩ませるようになった。利用者が帰った後は、植えたばかりの芝や樹木が踏み荒らされ、11 基のくずかごはゴミであふれ、入りきらないものが周囲に積み上げられているという有様だった。弁当や飲み物の残りは悪臭を放ち、野犬や蠅が集まって不潔であった。(矢元台公園管理会 1993:3)

こうした個々の不満は、1969年10月19日 に明石舞子団地住民を中心に開かれた団地対抗 ソフトボール大会の参加者、手伝いにきた主婦 たちの間で共有され、大会後も解決に向けた議 論が重ねられる。議論の結果、「団地住民の健 康と福祉の増進」を目的に掲げる垂水区団地ス ポーツ協会として、1つの組織にまとまること になった<sup>6</sup>。同年 11 月 21 日に役員や会則が決 まり、12月1日、垂水区団地スポーツ協会が 発足した。発足に参加したのは明石舞子団地を 中心とする6団地の住民350人、野球・バレ ーボール・卓球の3種目であった。垂水区団地 スポーツ協会の発足後、会員たちはすぐに矢元 台公園の移管問題に対して、解決策を探ること になる。矢元台公園は1970年6月に予定通り 神戸市に移管するが、その直後、市役所での利 用予約の際に会員たちが大挙して押しかけると いう戦略をとる。

「できたら、優先的に使わせてくれ」と、「月 2回使わせてもらえないだろうか」と(訴え に)市役所に行ったら、「いけません」と(言 われた)。「じゃあ全部とりますよ」って、う ちは 10 何チームありますから、全部予約で取ったんですよ。そしたら向こうが慌てて、(交渉に)乗ってきた。<sup>7</sup>

こうして会員たちは神戸市を交渉の場に引き出し、月2回、日曜日の矢元台公園の優先利用を獲得する。矢元台公園の優先利用獲得と並行し、会員たちは2つのルートでスポーツ施設を獲得していく。まず、周辺の小中学校に対して体育施設の空き時間の利用を求めて交渉をおこない、「使う前よりきれいに返す」というルールの徹底によって信頼関係を築き、利用できるようになった。また、明石舞子団地近くのボウリング場に、「通常の営業時間前の早朝、会員に利用させて貰えないか」と申し入れたところ、ボウリング場側も承諾し、1970年3月から週1回の営業時間前利用も始まる。

このように、発足当初の垂水区団地スポーツ協会は、構成員が直接参加する対当局志向の行動を中心として、スポーツ施設の優先利用を獲得していく(図2)。また、この時点での「当局」は、市役所や小中学校、さらにはボウリング場の職員であり、スポーツ施設の利用許可に直接関わっている人々であったことが特徴として挙げられる。

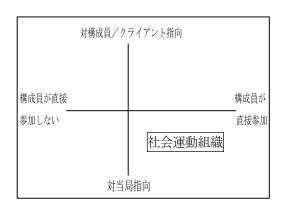


図2 第1期の目標指向と行為レパートリー

とは言え、規約で「この会の会員は、区内の県、市、および日本住宅公団等公共団体が造成、建設した団地内に居住するものとする。ただし、明舞団地の明石市居住者は加入を認め、私企業が団地内に従業員のために建設した社宅及び寮等の居住者は加入を認めない」(蓮沼 1992:192)と定めていたように、この時点ではまだ「エゴイズムの克服」や「運動の『正統性』の確立」(松原・似田貝編 1976:217)が不十分であった。次項の第Ⅱ期では、そうした課題を乗り越えていくことになる。

# 3-2 第Ⅱ期:制度化への志向(1970~1972年)

6団地350人、野球・バレーボール・卓球 の3種目で発足した組織も、次々に人数と種 目を増やしていく。獲得した施設を使って野球 やバレーボールの活動が活発におこなうように なると、ほとんどの会員はスポーツの活動に専 念するようになり、構成員が直接参加する要求 行動は行われなくなる。代わりに、行政当局へ の要求を一手に担っていたのが、会長のH氏 である。H氏は新聞記者という職業から行政職 員や市長・県知事と顔なじみであり、行政組織 の仕組みも熟知していた。同時に、1969年に 就任した宮崎辰雄市長(当時)が垂水区団地ス ポーツ協会の同盟者として働きかけたことも見 逃せない。宮崎市長は発足直後から同協会に着 目し、1970年3月には「市長杯野球大会」の 激励に訪れる。このようなH会長と宮崎市長 のパイプを背景に、1970年から1972年にかけ ては当局への要求活動を盛んにおこなっている。

まずは 1970 年 5 月、神戸市・関西学院大学・神戸新聞によって構成される「住みよい神戸を考える会」と垂水区団地スポーツ協会の懇談会が開かれた。続く8月には、助役ら市の幹部

との懇談会が開かれ、「既存の集会所などに卓 球台その他、主婦や子供たちも共に軽い競技が 楽しめる施設の整備が望ましい」、「新たに体育 館のようなスポーツ施設を団地内に建設し、管 理も住民に任せる方法は考えられてよいのでは ないか」、といった意見を出した<sup>8</sup>。この結果、 1970年9月に神戸市から市営高丸団地集会所 に卓球台が貸与、翌年4月には神戸市教育委 員会から東舞子、北舞子、多聞台の各団地集会 所にも卓球台が貸与され、その後も団地スポー ツ協会を通して集会所に卓球台が配置されるよ うになった。また、神戸市の外郭団体「神戸国 際カントリー倶楽部」が「舞子ゴルフ場」を運 営していたことに目を付けたH会長は、宮崎 市長や同団体理事長の原口忠治郎元神戸市長に 早朝利用の交渉を持ちかけ、1970年7月から 営業時間前の特別利用を獲得する。

こうした当局への要求行動の結果、垂水区団 地スポーツ協会の活動を大きく前進させたの が、矢元台公園の管理とクラブハウスを獲得し たことである。矢元台公園の管理は、上述の優 先利用に続いて神戸市土木局公園緑地部公園 課から持ちかけられたものである。周辺自治会 が難色を示したために、一年間は自治会が公園 の管理に当たることになったが、スポーツをし ない自治会役員たちはすぐに公園の管理を放棄 し、1971年、この公園を活動の拠点とする垂 水区団地スポーツ協会野球部と少年野球の指導 者、周辺住民の参加によって矢元台公園管理会 が発足した9。矢元台公園の管理を任されたか らと言って、優先利用が月2回以上に増やさ れるわけではない。利用許可を出すのは市役所 の権限であり、管理会には利用許可の写しが届 けられるだけであった。とは言え、月2回の 利用を更に正当化することには貢献した。

矢元台公園の管理に続き、H会長が独立し

た集会所がないことを訴えたところ、宮崎市長が市予算に「団地スポーツ振興費」を計上し、1972年10月、矢元台公園の管理用プレハブ小屋の脇に「クラブハウス」が建設された。正式には神戸市土木局の公園管理施設として建設されたものであり、矢元台公園管理会の管理下となっているが、垂水区団地スポーツ協会と公園管理会で維持、管理に当たることになる。この施設はやがて、垂水区団地スポーツ協会と公園管理会の理事会、卓球の練習、各種行事のほか、周辺の自治会や婦人会の行事にも使われ、区の少年野球大会の本部としても使われた10。

以上のように、第Ⅲ期の垂水区団地スポーツ協会は、リーダーが当局と交渉して次々にスポーツ施設を獲得し、構成員たちはその施設でスポーツをおこなうという、制度化への志向を強めた(図3)。そして、この時点での「当局」は、市長・助役・元市長といった、神戸市の中枢部であった。

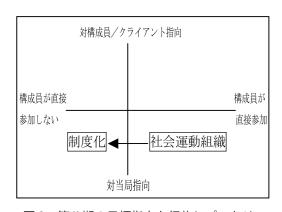


図3 第11期の目標指向と行為レパートリー

このような市の中枢との直接交渉が可能であったのは、リーダーの H 氏の人脈だけでなく、宮崎市長の垂水区団地スポーツ協会への評価があった。宮崎市長は 1970 年、日本行政学会大会において、「都市づくりにおけるコミュニテ

ィの形成」と題した講演をおこなった。この講 演で、いわゆる「住民参加」の形態を「行政イ ニシアチブ型」、「行政・住民協調型」、「住民イ ニシアチブ型」、「バランス型」の4つに分類し、 垂水区団地スポーツ協会は「住民イニシアチブ 型」の「ソフトコミュニティ型」として紹介さ れている (宮崎 1971: 26)。1972年には、市 民シンポジウム「新しい地域生活を考える」運 営委員会の一員として、H会長が任命されてい る。これは、神戸市社会福祉協議会と「住みよ い神戸を考える会」が提唱したものであり、「地 域住民の生活に密着した課題に取り組む7つの 住民集団 11」の1つとして団地スポーツ協会が 選ばれたためである12。つまり、垂水区団地ス ポーツ協会は、住民運動組織でもなくスポーツ 組織でもなく、自治会のような住民組織として 扱われていたのである<sup>13</sup>。

このことは、住民運動組織が行政によって包 摂されていく様を表していると言えるだろう。 高寄昇三によれば、宮崎市長の先の分類には、 「最も肝心の市民・行政対決型は欠落して」おり、 対決型を「発生させることなく、事前に処理す るか、包摂してしまう行政の知恵を働かせてい く方針」であった(高寄 1993: 73)。また、矢 元台公園の管理やクラブハウスの建設の際に、 神戸市から補助金が流れていることも見逃せな い。高寄昇三によれば、「宮崎市長による市民 参加の特徴は、協力型、包摂型についで、第三 が委託型である。権限型の市民参加からすれば 忌み嫌うべきこの委託方式を、有償参加という スタイルで住民層の底辺まで浸透させていこう とする戦略であった」。そのために展開された 行政施策が、地域施設管理に対する委託費支出、 公共活動参加に対する報酬費の支出である。「こ れらの公費支出は多くの自治体にみられるよう に、行政下請事務に対する自治会への包括的財 政援助という形式をとらず、神戸市政のケースはあくまで個々の行政事務に対する契約関係に基づく経費支出という近代的形式をとった。しかし、形式が近代的であり、そのような住民参加、協力が必要かつ不可欠な行為であったにしても、事実として大量の財政支出が市役所から地域住民組織・住民グループに流れたことは否定できない」(高寄 1993: 78-79)。

こうして、垂水区団地スポーツ協会は利益団 体としての性格を強めたが、同時に自分たち のスポーツ活動を「権利」として捉えるように なっていた。1970年11月に決まった運営方 針では、「県や市、或いはスポーツ団体がすべ てお膳立てをし、参加者はただ出席すればよい という"お仕着せスポーツ""過保護スポーツ"」 を批判し、「自分たちの、自分たちによる、自 分たちのためのスポーツ」を行なうこと、「行 事は自主的に、計画、実施すること」を掲げた(蓮 沼 1992: 33-34)。また、1972年4月から発行 されている機関誌「コミスポ」の第1号で、「コ ミ・スポは、スポーツが選手など、特定の者だ けのものであってはならないという協会設立の 理念を会員に知っていてもらうため発刊するこ と」14を宣言している。

# 3-3 第Ⅲ期:制度化とインヴォリューションの並存(1973~1980年)

1973年、垂水区団地スポーツ協会に大きな 転機が訪れる。会長のH氏が坂井時忠兵庫県 知事に対して「県や市の施設を借りる際、施設 管理者の無理解から協力が得られない場合も少 なくないので、県か市が、私たちの協会をモデ ル団体に指定するなどして、行事の実施に協力 してほしい」と要望したところ、「文部省が地 域住民スポーツ活動振興指定市町村制度 <sup>15</sup> を設 けるので、神戸市教委と相談し、"垂水区"を候 補に挙げておいた。指定されると各種の行事をしなければならないが、協力してほしい」との説明があった <sup>16</sup>。助成金を受けることに対しては内部で意見が分かれたものの、「1人でも多くの区民にスポーツを楽しむ機会を提供することが協会の趣旨である以上、事業を受け入れようとの意見が大勢を占め、区に協力して指定をともなう各種行事に参加することになった」(蓮沼 1974: 21)。この事業により、2年間で神戸市教育委員会を通して140万円を受けることになるが、この助成金は経常的な行事には使わず、一般住民を対象にスポーツ教室を開催する。

これをきっかけとして、「団地住民の健康と福祉の増進」を提供する組織から、垂水区に広がる多種目のスポーツクラブへと転換していく。規約が大幅に改正され、入会の地域的制限を廃して運営は種目部中心になり、「地域住民が各種のスポーツ活動に参加できるよう、その場と機会を提供し、地域住民の健康と福祉の増進を図るとともに、スポーツ活動の振興を通じて、健全なコミュニティづくりを推進すること」(蓮沼 1992: 194)が謳われるようになった。

組織の拡大とともに、垂水区団地スポーツ協会はスポーツ活動をおこなう上での2つの場所を獲得する。1つ目は、1975年、神戸市によって立てられた垂水体育館である。体育館が作られたことは、バレーボールや卓球の活動を更に広げることになった。2つ目は、兵庫県の所有していた遊休地を獲得したことである。1975年、垂水区団地スポーツ協会の側から、「団地造成などにより生じた遊休県有地を広場として利用させてほしい。とくに明舞団地南処理北側にある県有地は、建築物の設置ができないため放置されています。協会に貸していただければ、テニスコート、バレーボールコート、あるいは芝を張ってロンボールコートなど多目的に

活用したいと思いますので、貸与方をご検討ください」という要望をおこなったところ、兵庫県から「テニスコートを設けた場合、県の施設となると利用料金を徴収しなければならない。管理人を置いてするとなると、相当高い料金となるなど、種々の問題が出そうなので協会に貸すことにした。活用方法はまかせるが、利用対象を協会会員に限らず、広く一般市民も対象に考えてほしい」との回答を得た(古田 1978: 4)。この遊休地をテニスコートに整備し、垂水区団地スポーツ協会にとってのスポーツの場が増えることになった。

このように、第Ⅲ期では兵庫県を「当局」とする要求、更には兵庫県を介して文部省を「当局」とする要求が通っている。だが、神戸市側の対応は、垂水区団地スポーツ協会だけを優先することはできないという方向に変化していく。1973年、神戸市に対し、団地スポーツ協会の立場を離れた立場から、次のようなスポーツに対する要望をおこなう。

スポーツ行事は(1)オリンピック、国体などを目指した、いやゆる"公式行事"、(2)企業が宣伝や職員の厚生福祉事業として行うもの、(3)住民が自発的に楽しむために行うスポーツに大別される。現在の体育行政といわれるものの主体は(1)である。また(1)と(2)は極めて密接な関係にあり、公共施設も"公式行事"には便宜を与えている。これに対し(3)の場合は、やる気があっても、その場を確保することが困難なため、実現するまでには相当の努力が必要である。せめて学校とか、公園の利用については、地元住民優先にならないか。施設が自由に使えるようになれば、市民の自主的スポーツ・グループも続々誕生してくると思う。17

これに対する市側の回答は、「スポーツ・グ ループには、自治会、婦人会等属地的なサーク ルのみならず、職域、学校等のグループや同好 会のグループ等があり、その構成は多種多様で ある。また施設の配置が全市的に普遍的でなく 需要が供給数を上回る現状ですので、地区住民 にのみ優先利用を認めることは、機会均等の旨 から必ずしも適当であるとは考えられない」と のことであった (蓮沼 1974:21)。また、1974 年に垂水区と懇談会をおこなった際も、「協会 の活動については高く評価している。しかし神 戸市の市民スポーツは、市体協を通じて推進す ることになっており、協会のみを特別扱いする ことはできない」という反応であった18。垂水 体育館建設の際も、垂水区振興課に「できるだ け区民優先の原則を打ち出してほしい」と要望 したが、「区体育館と称しても、中央体育館の 分館であり、所管が市教委となっているため、 区民優先の完全実現はむずかしい」という回答 を受けている <sup>19</sup>。

つまり、神戸市にとって、既に垂水区の体育施設はシビル・ミニマムに達したと判断されたのである。高寄昇三の指摘するように、「シビル・ミニマムの百パーセント達成が仮に成就したとしても、それは行政庁の自己満足であって、市民ニーズはより高いレベルのより新しいサービスへの挑戦をのぞんでいた」。神戸市は「政策寿命としては10年が精一杯であった」シビル・ミニマムを「20年にわたって後生大事に遵守してきたために、生活行政における政策的後進性を招いてしまった」のである(高寄1993:55)。

他方で注目できるのは、成員たちが制度化に よってもたらされたスポーツ施設を舞台に、自 発的な活動を積極的におこなったということで ある。先述の兵庫県から貸与された遊休地は、 会員たちと新たに募った地域の利用希望者によ って除草、ゴミ拾い、整地をおこない、ポール は廃棄処分にされたものを譲り受け、テニスの ネットも会員から寄付されたものを使い、ほと んど手作業でテニスコートを作り上げた。ま た、先述の垂水体育館の利用に際しても、垂水 区団地スポーツ協会バレーボール部が他の利用 団体に呼びかけて「リーダー会」を作り、神戸 市の定めた先着順の利用申請ではない、利用調 整の仕組みを作った。その他、スポーツ振興事 業指定によって少年野球や少年サッカーの教室 を開いたことの延長で「ジュニア・スポーツ部」 が発足し、障害者の試合の手伝い、近隣病院で の健康体操など、スポーツを通じた地域貢献も 積極的におこなっていく。これらのボランタ リーな活動は外部からの注目を集め、1976年 には社会体育優良団体としての文部大臣表彰、 1978年には朝日体育賞を受け、全国からの視 察が相次ぐようになり、そうした業績の蓄積は ますます同協会の活動を活発化させていった。

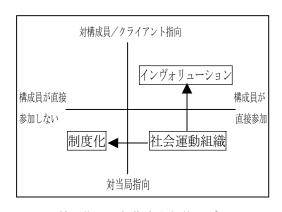


図4 第Ⅲ期の目標指向と行為レパートリー

こうした活動は、すべて構成員が直接、ボランタリーに繰り広げていたものであり、「インヴォリューション」指向に位置づけることができるだろう。つまり、第Ⅲ期には「制度化」と「インヴォリューション」への指向が並存していた

と言える (図 4)。同時に、自分たちの活動が 団地住民の利益に留まらない公共性を帯びてい ると自覚するようになり、神戸市や垂水区に対 して要望を出しているが、それらはほとんど受 け付けられない状態であった。

# 3-4 第Ⅳ期:対外活動によるインヴォリューションの強化 (1980 ~ 1989 年)

1980年代に入ると、先述の「第二臨調最終 答申」(1980年)などを背景に、神戸市でも小 規模なスポーツ施設の整備が停滞し、代わって 1985年のユニバーシアード、1989年の「極 東・南太平洋身体障害者スポーツ大会」(FESPIC) といった国際イベント誘致と結びついた大規模 スポーツ施設の整備に偏るようになった。こう した状況のもと、垂水区団地スポーツ協会では 新たなスポーツ施設の獲得が困難になる。まず、 1975年から神戸市議会において、舞子ゴルフ 場の閉鎖と跡地の住宅地計画が盛んに議論され るようになる。H会長らは度々神戸市役所を訪 れ、舞子ゴルフ場の存続や、更なる体育施設の 建設や地元住民の優先利用を、助役や保健課長 に訴えている。だが、住宅地開発の遅れで舞子 ゴルフ場の閉鎖が先延ばしになった以外、要求 が通ることは無かった 20。

要求が通らないどころか、ついには自分たちのスポーツの場を失っていくことになる。テニスコートに整備した遊休地は、もともと兵庫県の説明では貸与は半永久的ということであったが、5年ほどして明石市の下水処理場改修計画が打ち出され、この土地は自動的に明石市から借地することになった。そして、「神戸市の『垂水区団地スポーツ協会』という名称では貸すことができない」、「テニスコートがあるために早朝から使う人がいたり、住宅にボールが入り迷惑がられている」といった理由から、垂水区団

地スポーツ協会には説明のないまま、地元自治会などと相談して、テニスコートの場所に集会場が建てられることになった(蓮沼 1989: 68)。こうして、対当局志向の運動性は弱まっていく。

他方で、第IV期は、組織全体としては発展を遂げた時期でもあった。第III期までに獲得したスポーツ施設を背景に、会員の数も増え続け、1986年には3,600人に達した(図5)。設立時の350人から、10倍以上にも膨れ上がったのである。施設獲得へのエネルギーを知らない会員が増え、施設があることが当たり前になってくる。組織の統一が問題となり、そこで用いられたのがスポーツに留まらない対外的なボランティア活動である。1980年から始まった「団スポバザー」の開催、1983年から始まった「団スポバザー」の開催、1983年から始まった過疎に悩む兵庫県但東町との「ふるさと提携」、同年から始まったフィリピンの大学生への奨学金活動など、多様な活動をおこない、外部からの注目と評価を高めていく。



図5 垂水区団地スポーツ協会の会員数の変遷 (出典:垂水区団地スポーツ協会提供資料より作成)

このように第Ⅳ期では、「制度化」としての 側面の行き詰まりを受けて、「インヴォリュー ション | の強化に乗り出したと言えよう(図6)。

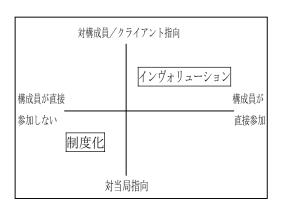


図6 第IV期の目標指向と行為レパートリー

他方で、「スポーツの権利」という理念は、より積極的に対外的に掲げるようになる。1980年から始まった「みんなのスポーツ」研究会<sup>21</sup>に役員たちが積極的に参加し、第2回大会は垂水区団地スポーツ協会が大会主管を務めた。つまり、これまでのように兵庫県や神戸市ではなく、スポーツ社会学者を通して国レベルの制度を「当局」と捉えて、住民たちのスポーツ活動を確保するための戦略を取っていたとも捉えることができる。

# 3-5 第V期:商業化志向とインヴォリューション志向の対立(1989~1993年)

1990年前後になると、垂水区団地スポーツ協会は2つの点で、神戸市との関係が悪化するようになる。まず、全国的にスポーツに関する政策が「競技力の向上」を謳うようになり、その結果、垂水区団地スポーツ協会のような地域住民に身近なスポーツが軽視されるようになっただけでなく、少年野球をめぐって教育委員会と対立したことである。1987年の「臨教審第3次答申」において、「競技スポーツの向上を図るため、その基盤となる青少年のスポーツ

活動を促進する」として、「将来、スポーツ活 動を専門的に行なおうとする意欲を有する者な どについては、市町村、都道府県、国レベルの スポーツ関係者が協力し一貫指導のできる体 制の確立を図る」ことが提起された(関 1997: 474)。その影響のもと、神戸市でも少年スポ ーツが教育委員会によって再編成されることに なり、垂水区団地スポーツ協会との違いが如実 に表れることになった。1989年、神戸市少年 団野球リーグから垂水区団地スポーツ協会に対 して「団スポのジュニア野球部の活動が、少年 団野球リーグ規定第21条に抵触している。し たがって平成2年からは団スポに加入している 少年野球チームは、神戸市の野球リーグには参 加させない」という通達が出され22、「市の少 年団野球が教育活動の一環として小学校単位に 結成されることになっているため、市の野球リ ーグに加入していないと、小学校の校庭が使え なくなり、子供達が野球をできなくなる心配が あるため団スポから離脱することになった」(蓮 沼 1992: 171)。

そして、かつては垂水区団地スポーツ協会と協調関係にあった宮崎市長が退いたことが、同協会に追い討ちを駆ける。1990年1月、宮崎市長を継いで当選した笹山幸俊新市長に対して、スポーツ施設の地域住民優先利用、舞子ゴルフ場存続、少年団野球規定の見直し等の要望を出したものの、ほとんどが「現状維持」という回答であった。1992年5月には、笹山市長と垂水区団地スポーツ協会の懇談会が開かれ、各種目部の部長からスポーツ施設の要望が出されたが<sup>23</sup>、これらの要求は1つも実現することはなかった。

このように、制度化が行き詰まりを見せるなかで、団地スポーツ協会の内部では組織の方向性をめぐり、方向性の違いが生じるようになる。

それは、代表として当局に要求を出すH会長と、「インヴォリューション」指向を支えていた副会長のF氏や矢元台公園管理会の見解の違いとして、凝縮されることになった。H氏は、「制度化」の行き詰まりを受けて、「商業化」への転換を模索するようになる。H氏は当時を、次のように振り返っている。

僕としては、社団法人なり、法人化しようと思ったんですけど。(中略) NPOができたらできたかもしれないですけどね、その当時はまだなかったから。(中略) 会費は経費のうちに入ってこないですからね。だから、そのために収益を考えないといかんですよね。矢元台公園を使えるわけですからね。ゴルフ部なんか独立してね、子どものためのゴルフ教室かなんかやればいいのにって。そういうことができたかもしれないですよね。法人格に登記してね、役員もちゃんとしないと。24

だが、この主張はF氏らの反対を受けることになる。F氏は、こう振り返っている。

(H会長は)生活協同組合にしてみなさんからお金を取って、専従を自分にして、お金欲しかったんやないですか。「だったら生協の定款なら家にありますから勉強しますか?」って言ったんですよ。「お金を一遍がばって取ったらね、『辞めるときに返してくれ』って言われたらどないすんのや」って反対して。「作りたいなら作りなさいよ、定款の勉強して」って。でも利潤をどう上げるか?<sup>25</sup>

つまり、「制度化」から「商業化」への転換を目指すH氏と、「インヴォリューション」の 維持を主張するF氏との見解の違いがあった (図7)。この違いは、発足時の垂水区の団地という空間よりも神戸市全土に広がるスポーツクラブを目指すようになった H 氏と、生活空間の延長として矢元台公園の管理をおこなっていた F 氏の相違でもあった。

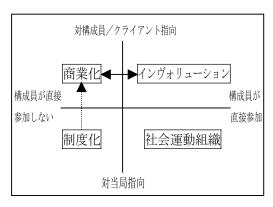


図7 第V期の目標指向と行為レパートリー

その結果、H氏の脱退によって「商業化」への移行が失敗を迎えた。また、H氏の脱退とともに、部長がH氏と親しくしていた卓球部も垂水区団地スポーツ協会から「独立」し、新たに「ママさん卓球連盟」という組織を作ったことは、垂水区団地スポーツ協会という全体組織の存在意義が薄れてきたことを示している。

# 4 住民運動組織の今日的存続

# 4-1 第Ⅵ期:制度化志向の強化とインヴォ リューション志向の存続

本章では、前章に続いて第VI期に焦点を当てる。垂水区団地スポーツ協会はF新会長のもと再出発するが、そこに大きな影響をもたらしたのが、1995年の阪神大震災であった。本節では、阪神大震災以降の垂水区団地スポーツ協会において、それ以前の「インヴォリューション」「制度化」の側面がどのような変遷を辿ったのかを

見てみたい。

まず、「インヴォリューション」指向につい ては、阪神大震災によって蘇った「スポーツの 場所の不足」という不満を、会員の自発的な活 動で解決したことが挙げられる。垂水区団地ス ポーツ協会では、震災によって会員たちが被災 しただけでなく、舞子ゴルフ場が閉鎖となり、 矢元台公園には仮設住宅が建設され、ゴルフ部 と野球部が活動拠点を失った。だが、協会は2 つの方向ですぐに力を取り戻す。1つ目は、「心 のケア」としてスポーツをおこなったり、ボラ ンティア活動に参加したりするなど、ソフトの 面である。例えば、震災から2週間ほど経った ときには、クラブハウスでピンポンの音が聞こ えるようになり、各部で入浴や炊き出しのボラ ンティアや、義援金を募った。「みんなのスポ ーツ全国研究会」から届けられた義援金34万 円と、団地スポーツ協会の会費 16万 9,000 円 を合わせて、家屋が全壊・全焼した会員にそれ ぞれ1万円を届ける<sup>26</sup>。会員から集まった 25 万円、協会の会計5万円などを合わせて、「ス ポーツ施設復興募金」として神戸市教育長に 届けた<sup>27</sup>。クラブハウスや矢元台公園では、仮 設住宅入居者とともに、もちつき、ダンス教 室、公園整備などの行事がおこなわれ、「団ス ポバザー」では仮設住居入居者に但東町から届 けられる野菜の無料引換券を配布する。2つ目 は、かつて遊休地からテニスコートを作ったよ うに、自分たちで野球場を整備したことである。 西区玉津町にある企業の持つ空き地があること がわかり、1995年、自分たちの手で野球場に 整備し野球部の活動を再開させる。発足当初と は異なり、既に当局への要求機能は失われてい たが、当局に要求せずとも成員たちを巻き込ん だボランタリーな活動の力は残っていたのであ る。このように、「インヴォリューション」指 向は一貫した力強さを持っている。

次に、「制度化」の側面については、H氏の 脱退に伴って同氏が一手に担っていた当局への 要求行動は一切おこなわれなくなる。代わっ て、阪神大震災以降、垂水区団地スポーツ協 会は神戸市や兵庫県に施設を要求するのでは なく、住民団体として協力姿勢を示すようにな る。まず、上述のようなボランティア活動が神 戸市から評価され、垂水体育館の使用料が体育 協会と同じ半額になった。これは、垂水区団地 スポーツ協会バレーボール部の「バレーのつど い」が、「スポーツを通しての市民の心のケア」 として多くの市民が参加する行事に該当すると 認められたためである<sup>28</sup>。また、1998年3月、 明石海峡大橋開通記念市民ウォークの際に、F 会長が橋上イベント検討委員会に選ばれ、本四 公団、兵庫県、市民代表の会議の席上で会員に 歩かせたいことを強く主張した。結果的に、警 備として、垂水区団地スポーツ協会から194 名が参加した。2006年には、のじぎく兵庫国 体の開会式・閉会式にボランティアとして96 人の会員が協力した。F会長はこのように振り 返っている。

吊橋が立つとか、国体が来るというのは大きな行事だったと思うんですけど、団地スポーツ協会を選んでくださったというのは、団地スポーツ協会を評価してくれてると思うんですね。県がおこなわれる大きなイベントに協力してほしいと依頼されたことは、ありがたい。<sup>29</sup>

こうした「制度化」指向の強化の最たる例は、 仮設住宅の撤去・復元工事が完了した 2000 年、矢元台公園の利用調整を神戸市から任され るようになったことである。これまで垂水区が おこなってきた上グランド占有利用の許可書発 行業務を、団地スポーツ協会・矢元台公園管理 会・地域の代表で構成する「矢元台公園利用調 整委員会」がおこなうことになり、野球部が実 務の中心となった。また、下グランドについ ては、利用を希望する団体には登録をしてもら い、代表者を明確にして、定期的な利用を含め 利用承認をすることになった。神戸市にとって は外部委託という意味があるが、垂水区団地ス ポーツ協会にとっては、市役所ではなくクラブ ハウスで、抽選ではなく話し合いにて、他団体 も含めた公園の利用調整ができるようになった ことは、かつての要求が時間差でもたらした利 益とも言える。2001年には神戸市の公園管理 会制度が改正され、「まちの美緑花ボランティ ア」と名称が変わったが30、その提言書のなか で矢元台公園管理会は「公園マネジメントの参 考事例」として取り上げられている(神戸市公 園緑地審議会 活用・運営部会 2008: 31)。新 たな公園管理会制度に対し、矢元台公園管理会 では、活動内容として基本作業(清掃、除草・ 草刈、灌水)のほか、低木の剪定、高木の剪定、 遊具・柵等の塗装、トイレの清掃、利用調整、 駐車場管理、広報活動、樹名札づくりなど13 の作業を選んだ 31。 矢元台公園管理会は永年の 公園管理活動が認められ、2005年春の褒章で 「環境美化奉仕団体」として緑樹褒章を受章し ている。

このように、「制度化」指向がかつての要求 行動から神戸市や兵庫県との良好な関係という 方向に強化されつつ、インヴォリューション志 向を維持しているのが、現在の垂水区団地スポ ーツ協会の戦略と言える(図 8)。

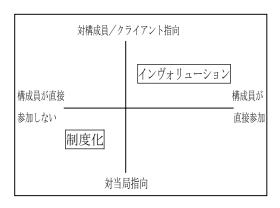


図8 第VI期の目標指向と行為レパートリー

ただし、第VI期における垂水区団地スポーツ協会の活動は、この図式では説明できない面も多い。そこで節を改め、第VI期の特徴を明らかにする。

# 4-2 運動理念の持続と、他団体とのネット ワーキング

前述のように、今日の垂水区団地スポーツ協会では、かつてのような当局への要求行動がおこなわれなくなった。H前会長は、今日の垂水区団地スポーツ協会に対して、以下のような評価を与えている。

団スポでも、行政とべったりでしょ。行政とたまに喧嘩してもいいと思いますけどね。今は、スポーツの場を求めるようなことをしてますの?新しいグループもできてないでしょ?僕と全然違うんですよ。行政のお祭りなんかに参加したりしてますから。そういうような活動が中心になったんでしょうね。<sup>32</sup>

だが、今日の垂水区団地スポーツ協会が、以前からの運動理念をまったく失った訳ではない。冒頭で述べたように、垂水区団地スポーツ協会は、スポーツ団体と公園管理団体という2

つの側面を持っており、どちらも 1990 年代以 降に行政主導で住民活動団体が促された領域で ある。そして、垂水区団地スポーツ協会は、後 者においては行政と協力姿勢を見せながら、前 者においては行政に対抗姿勢を見せるという、 両面的な戦術を取っている。文部科学省の「総 合型地域スポーツクラブ」育成事業において、 垂水区団地スポーツ協会を1つのモデルとす るスポーツクラブが各地に設立され、同協会に 改めて注目が集まるようになった。そして神 戸市でも阪神大震災後、市内の全小学校区に補 助金を配り、小学校の校庭や体育館を使って受 益者負担で活動する「神戸総合型スポーツクラ ブ」が作られた。すなわち、垂水区団地スポー ツ協会と同じような性格の団体が、上から一斉 に作られようとしたのである。ただし、受益者 負担の原則が住民に行き渡らないこと、補助金 の打ち切り後の形が見えないことなど、多くの クラブが問題を抱えている。行政からの補助金 に対する垂水区団地スポーツ協会の立場につい て、F氏は次のように語る。

うちは NPO (法人) になってへんの、うちはあえてならんのよ。嫌いやから。あれ、ほんとに必要なところもある。純粋でやってくださってる方もあるけど、(補助金を)もらえることを目的に立ち上げてるところもあるじゃないですか。私のほうは一切、お断り。教育委員会のほうから「名前を入れてください」、報告書出すと「どうして団スポが入ってないの」と言われるけど。もっと純粋に、生きること、人間の権利としてのスポーツやと思うから、援助してもらうもんやないと思う。誰からも援助してもらうもんやないし、誰からも取り上げられるものやない。<sup>33</sup>

この発言から、行政によって「商業化」指向へと転換させられることへの強い警戒感が伺える。垂水区団地スポーツ協会がこれまで「住民スポーツ」の権利を掲げてこられた背景には、当局に施設を要求するだけでなく、長年の「インヴォリューション」指向によって会員たちが自らの手でスポーツの場所を作り出してきたという蓄積があった。そして、この蓄積は行政主導で作られた「総合型地域スポーツクラブ」とは違うという自負があるのだろう。

他方で、神戸総合型スポーツクラブの会員が野球の場所がなく困っているときには、垂水区団地スポーツ協会の斡旋で矢元台公園を利用させている<sup>34</sup>。また、2009年8月に垂水区団地スポーツ協会主管で開催された第30回「みんなのスポーツ」全国大会では、垂水区の総合型地域スポーツクラブのリーダーたちを招いた<sup>35</sup>。つまり、第V期までのように「住民スポーツ」の権利を行政に要求するのではなく、他のスポーツ団体とのネットワーキングの中心となって、「住民スポーツ」を広めていこうとする理念があると思われる。

そして、現在の団地スポーツ協会は、上述のようなスポーツ団体との連携だけでなく、地域組織とのネットワーキングをおこなうようになったことも特徴として挙げられる。第I~V期で見た経緯のなかで、地域組織とのネットワーキングは、団地スポーツ協会において重視されていなかった。そこには、前会長のH氏の、行政と対等の関係にありたい、という対決姿勢があったと推察される。だが、「運動体」としての側面が弱くなったことと、PTA、婦人会、生協などの地域活動に積極的に関わっていたF氏が会長になることで、改めて地域組織とのネットワーキングを強めるようになる。F氏は、「垂水区区民市政懇談会」や「垂水区民まちづ

くり会議」の委員を長らく務めており、垂水区 団地スポーツ協会の会員も巻き込んで「垂水区 民まちづくり会議舞子生活文化圏部会」におい て「舞子ウォーキングマップ」と「舞子かる た」の作成などをおこなっている。近年ではさ らに、「ふれあいのまちづくり協議会」<sup>36</sup>との 連携が始まっている。2008年10月には、垂 水区団地スポーツ協会が「多聞東ふれあいのま ちづくり協議会」と協力し、多聞東地区を歩 くウォーキングが開催された。市のホームペー ジや広報誌にも紹介され、垂水区団地スポーツ 協会の内外から30名ほどの参加があり、ウォ ーキング後に多聞東地域福祉センターにて交流 会も開かれた。このイベントの企画にあたった のは、垂水区団地スポーツ協会のバレーボール 部長と東多聞地区のふれあいまちづくり協議会 の会長を兼任する、M氏である。M氏は、こ のウォーキングについて、次のように語ってい る。

「ふれまち」には「他の団体と協力すること」って決まりがあるんですけど、悲しいかな、「ふれまち」同士は牽制し合ってしまって。それで、団スポとか、そういうところと手を取り合っていこうってなったんです。<sup>37</sup>

垂水区に範囲を広げて教室をおこなったり、会員を増やしたりしたことは、垂水区中に「ネットワーキング」を作る可能性があることを意味する。そして、M氏の発言からもわかるように、地域組織同士では牽制してしまうことも、性格の異なるスポーツ団体が入ることで、ネットワーキングを結びつける。このように、スポーツクラブや住民団体のネットワーキングの中心となっている点に、垂水区団地スポーツ協会におけるかつての運動性の名残りがあり、

今日的な市民活動団体とは異なる性格を示して いると言えるだろう。

#### 4-3 組織的な限界

ただし、垂水区団地スポーツ協会は今後の存 続に関わる大きな課題も抱えている。本稿を締 めくくる前に、これらの課題を2つほど取り 上げておきたい。1つ目は、会員の減少と高齢 化である。部員の減少・高齢化に歯止めをかけ ているのがバレーボール部と野球部だが、部員 はチームの維持のために呼ばれた「お客様」に なりやすく、協会の理念が伝わっているとは言 い難い。もう1つは、協会の中枢を担ってい る理事や役員が、設立以来あまり変わっていな いということである。そもそも、40年間とい う長期間のなかで、会長はH氏とF氏の2人 しか登場していない。今日まで続いた「インヴ オリューション」指向も現会長のF氏が支えて いる部分が大きく、F氏が辞めたあとの垂水区 団地スポーツ協会の方向は未知数である。

この2つの限界は、第VI期において「商業化」 指向への転換ではなく「インヴォリューション」指向の存続を選んだことによる代償だったとも考えられる。すなわち、垂水区団地スポーツ協会を支えるインヴォリューション志向は、中心となる成員たちを積極的に施設の管理活動に関わらせてきた半面、周辺にいる成員たちをその活動から遠ざけてしまっている。今後、組織の維持のためには、一度は捨てた「商業化」指向を選択する可能性もある。ここに、公共施設の管理をめぐる住民たちの試行錯誤があると言える。

# 5 結論――垂水区団地スポーツ協会のもつ意味

以上の分析を踏まえ、垂水区団地スポーツ協

会の住民運動としての展開が持つ意味を考察すると、次のようになるだろう。

垂水区団地スポーツ協会にとっての当局に対 する要求行動は、H氏という一人のリーダーに 依存していた部分が大きく、その結果も神戸市 や兵庫県の政策状況に大きく左右されていた。 市長や県知事と同盟関係にあった第Ⅰ期~第Ⅲ 期では、制度化の性格を強めていたが、第Ⅳ期 以降は財政難などを背景に要求が通りにくくな り、リーダーが交代した第VI期に入ってからは 要求行動を一度もおこなっていない。だが、同 協会の成員たちは、行政にスポーツ施設を要求 して、その施設の単なる受益者になった訳では ない。制度化によって獲得できる制限の中で、 施設をどう管理し、どう活用し、他の団体とど う折り合いをつけるかが、課題であった。種目 としてのスポーツをすることだけでなく、施設 の管理や活用も含めた活動、更にはスポーツと はまったく関係のない対外活動まで含めた活動 によって、成員たちのインヴォリューション指 向が維持され、施設の管理も続けられてきたの である。

そして、発足直後から掲げられた「住民スポーツ」の権利という理念は、インヴォリューション指向の蓄積を背景として、形を変えながら今日でも維持されている。かつては運動の「正統性」を補強する意味もあり、行政に対して「住民スポーツ」の権利を要求していたが、近年ではむしろ上からの「住民スポーツ」への介入に抵抗するという意味が強くなっている。同時に、スポーツ団体や住民団体とのネットワーキングの中心も担おうとしている。こうした垂水区団地スポーツ協会の40年間の歴史は、「住民運動から市民活動へ」という図式では描ききれない豊かさを持っているだろう。

### 注

<sup>1</sup> 町村敬志が整理したように、住民運動の「転換」をもたらした原因は、(1) 運動外部の構造的条件原因説、(2) 社会統制原因説、(3) 運動過程原因説、(4) 運動に関わる主体原因説、といった複数の議論がある(町村 1987: 161-165)。
<sup>2</sup> 西城戸誠は似たような問題意識から、「どのような地域、どのようなタイプの社会運動が「段階的に発展し NPO になったのか」という点を、事例研究における知見を踏まえつつ、さまざまな主体や活動自体の量的、質的変化を実証する必要があり、そこで初めて前述したような段階論が可能になる」(西城戸 2008: 25)ことを指摘している。

<sup>3</sup> 行政学者の西尾勝は、争点と主体の側面から 住民運動の類型化を試み、「公共施設の増設と か教育・福祉施設の充実をもとめる作為要求型 の住民運動」と、「公害その他の生活環境の悪 化をまねくおそれのある開発行為に抵抗する作 為阻止型の住民運動」に区別した(西尾 1975: 73)。

<sup>4</sup> この経緯は、関(1997)や内海(2005)に 詳しい。

5 上下二段のグラウンドがあり、上は少年野球やソフトボールのための多目的広場、下はバックネットのある野球場と滑り台などのある幼児コーナーとなっている、20,000平方メートルの公園である。兵庫県開発公社によって進められた県営明石舞子団地計画の中で、団地空間の1つの核として位置づけられていた。

6 住民運動の組織化の第一段階では、「地域の 既存組織や秩序とどのように関連して成立して くるかが、住民運動の展開にとってきわめて重 要な要因である」(松原・似田貝編 1976: 214) が、「①自治会の活動が、特定政党の選挙運動 に利用される例が多い。②自治会役員が交代す ると、自治会の活動方針が変わり、運営が不安 定である」といった理由から「新組織に自治会 単位での団体加入は認めないほうがよい」とい う方針が決まった」(蓮沼 1992: 27)

<sup>7</sup> H氏。聞き取りは、2008年9月2日におこなった。

8「神戸新聞」1970.8.21

9 神戸市で公園管理について定めたのが、児童 公園を念頭に 1967 年から始まった「公園管理 会制度」である。児童公園ではない公園として は矢元台公園で初めて採用され、市から委託金 をもらって清掃、樹木への水やり、選定などの 管理業務をおこなうことになった。

10 維持費・必要経費はすべて利用料で賄われており、利用料は午前、午後、夜間に分け、団スポの会員は各 200 円、会員以外は 300 円となっている。

11 他の6つの住民集団は、明舞公団神戸地区 自治会、尻池南部地区自治連合協議会、西青木 連合自治会、丸山地区文化防犯協議会、西鈴蘭 台自治連合協議会、県公営白川台団地連合自治 会である。

12「神戸新聞」1972.8.21

13 同様に、1974年の垂水区版「コミュニティカルテ」では、「現在、垂水区には種々の住民組織があるが、地域で重要な住民組織は、自治会(町内会)、婦人会、団地スポーツ協会、財産区管理会(協議会)の4つである」と取り上げられている(神戸市企画局調整部1974:4)。14「旧コミスポ」1号(1972.4.1.)。なお、垂水区団地スポーツ協会の機関誌は、2度の中断を挟みながら、次のように継続している。「団地スポーツ」(1970年5月~1970年11月)、「コミスポ」(1972年4月~1975年3月・1977年8月~現在)。「コミスポ」は1977年8月に第1号から再開したため、引用の際はそれ以

前を「旧コミスポ」、それ以後を「新コミスポ」 として区別する。また、発行間隔が時期によっ て異なることを踏まえて、号数と共に発行年月 日(新しい「コミスポ」では発行年月)も併記 する。

15 スポーツ振興法に基づき、「地域住民の体育・スポーツ活動振興施策に意欲的に取りくみ、課題の解決に当たっている市町村、または、これから意欲的に振興施策を推進しようとする市町村を文部大臣が2か年にわたって指定し、事業の推進に要する経費の一部を国が補助するほか都道府県教育委員会と協力して指定市町村の巡回指導や担当職員の研修会を実施する等の援助を行い、2か年のうちに都道府県内における体育・スポーツ活動振興のモデル市町村となることを期待」するものである(文部省体育局スポーツ課 1974: 52)。

16「コミスポ」5号(1973.7.10)

17「旧コミスポ」6号(1974.1.10)

18「旧コミスポ」9号(1974.11.30)

19「コミスポ」11号(1975.3.31)

20 この他、H会長が委員に入った神戸市スポーツ振興審議会「神戸市体育施設整備充実委員会」は、1977年に「1区1体育館、市立全学校園にプールを設置するなどの計画も、ほとんど達成の時期にきており、当局の努力を認めるものである。しかしながら、(中略)施設数の増加と内容の充実は、なお一層強く要求されており必ずしも現状では満足することはできない」(神戸市体育施設整備充実委員会 1977: 3-4)という内容の答申を出しているが、「1区1体育館」以上に体育館が建設されることはなかった。

<sup>21</sup> 筑波大学の粂野豊が世話人代表となり、住民 レベルでスポーツ活動を行っている人たちが、 それぞれの実践の記録や方法を持ち寄って情報 を交換するという研究会である。参加者は県、 市区町村の行政関係者や体育指導委員、地域スポーツクラブの指導者、スポーツ施設、学校関係者などが多い。2009年8月の第30回大会は、 再び垂水区団地スポーツ協会の主管で神戸で開催された。

22 1983 年に神戸市少年団野球リーグにおいて 定められた、「チームの指導者及びそのチーム を構成する部員が、少年団野球リーグ以外の 組織の活動に参加・登録・加盟し、又は、し ようとする場合、その指導者及び部員の登録は 取り消され、又は受け付けない」という条項。 1983 年時点では、神戸市教育委員会は団地ス ポーツ協会に対して「対象のリーグとは、新聞 社などが後援し、複数の区にまたがって広域的 に実施している少年野球活動で、団スポのよう に、垂水区内で住民が自主的に進めている活動 は該当しない」という見解を示し、ジュニア野 球部は大会を続けていた(蓮沼 1992: 171)。

23「コミスポ」101号(1992.7)

24 聞き取りは 2008 年 9 月 2 日におこなった。

<sup>25</sup> 聞き取りは、2008年6月12日におこなった。

26「コミスポ」110号(1995.10)

27「コミスポ」111 号(1996.5)

<sup>28</sup> 1998年1月、仮設住宅の支援活動に関して 垂水区長から感謝状が贈られている。

<sup>29</sup> 聞き取りは2008年10月12日におこなった。
<sup>30</sup>「阪神・淡路大震災を契機に、公園の計画段
階から地域住民の参画によるワークショップが
盛んに行われるようになり、完成後の管理運営
についても公園管理会を結成してもらうという
流れが出来ている」ことを背景に、「既存の公園管理会の活性化を図るとともに、多様なボランティア団体が参画できるように、清掃などの
基本作業とは別にニーズに合わせて自主的に活動内容を選択できるように制度変更」したもの

である(神戸市公園緑地審議会 活用・運営部会 2008: 5)。

31「コミスポ」121 号 (2001.6)

32 聞き取りは 2008 年 9 月 2 日におこなった。

33 聞き取りは 2008 年 6 月 12 日におこなった。

34 垂水区団地スポーツ協会会員の発言より。聞き取りは 2008 年 10 月 13 日におこなった。

35 2009 年 8 月 22 日、23 日の参与観察より。

36「ふれあいのまちづくり協議会」とは、1977年に制定された「神戸市民の福祉を守る条例」に基づき、近隣住区の中で、地域の人材や情報等の福祉資源を活用して、地域の福祉ニーズを解決するために構想されたものであり、その拠点として地域福祉センターの設置が進められ

た。1990年には「神戸市ふれあいのまちづくり条例」が制定され、「ふれあいのまちづくり協議会」について、「協議会は、地域福祉の向上を図るため、地域の福祉関係団体および公共的団体の代表者並びに地域の住民により自主的に組織するものとする。協議会は、センターその他の施設を活用し、地域福祉活動を実施するものとする。この場合において、市長は協議会に対し必要な援助をすることができる」と規定された。1986年以来、地域福祉センターの建設が続けられ、2008年現在、185館が整備されている。

37 聞き取りは、2008年10月13日におこなった。

## 対対

古田菊夫, 1978,「垂水区"コミスポ広場"からの報告」『指導者のためのスポーツジャーナル』9: 2-12. 原田峻, 2008,「スポーツ施設の管理・活用をめぐる住民運動の展開について――垂水区団地スポーツ協会を事例として――」東京大学大学院人文社会系研究科平成 20 年度修士論文.

蓮見音彦・似田貝香門・矢澤澄子編, 1990, 『都市政策と地域形成――神戸市を対象に』東京大学出版会.

蓮沼良造, 1974, 「自治体とコミュニティ・スポーツ運動」 『レクリエーション』 164: 18-22.

-----, 1988, 「新連載 垂水・団スポ通信 二世選手の出現」 『体育科教育』 36(4): 54-55.

------, 1989,「垂水・団スポ通信 16 地域にスポーツの場を」『体育科教育』37(7): 69-69.

樋口直人・中澤秀雄・水澤弘光, 1999、「住民運動の組織戦略――政治的機会構造と誘因構造に注目して」 『社会学評論』 49(4): 498-512.

神戸市企画局調整部,1974,『コミュニティカルテ――垂水区(本区)』.

神戸市公園緑地審議会 活用・運営部会,2008,『提言 今後の公園の利活用のあり方について』.

神戸市体育施設整備充実委員会,1977,『「神戸市における体育・スポーツ施設の整備充実について」答申書』.

Kriesi, Hanspeter, 1996, "The Organizational Structure of New Social Movements in a Political Context," Doug

McAdam, John D. McCarthy and Mayer N. Zald eds., *Comparative perspectives on social movements* : political opportunities, mobilizing structures, and cultural framings, Lanham: Rowman & Littlefield, 152-184.

条野豊, 1977,「社会体育展開の理論と実際」菅原禮・望月健一・粂野豊編『現代社会体育論』不昧堂出版, 町村敬志, 1987,「低成長期における都市社会運動の展開」栗原彬・庄司興吉『社会運動と文化形成』東京大 学出版会, 157-184.

松原治郎・似田貝香門編,1976,『住民運動の論理』学陽書房.

村瀬博志, 2008,「『市民社会』の再編成を捉えるために」『ソシオロゴス』32: 114-129.

道場親信, 2006, 「1960-70 年代『市民運動』『住民運動』の歴史的位置」『社会学評論』57(2): 240-258.

宮崎辰雄,1971、「都市づくりにおけるコミュニティ」神戸市企画調整局『「住みよい神戸を考える会」の足あ と No.5』住みよい神戸を考える会,24-30.

文部省体育局スポーツ課, 1974,「地域住民スポーツ活動振興指定市町村の設置について」『文部時報』1169: 52-56.

中田実,1993、『地域共同管理の社会学』東信堂.

西城戸誠, 2008, 『抗いの条件――社会運動の文化的アプローチ』人文書院.

西尾勝, 1975, 「行政過程における対抗運動——住民運動についての一考察」日本政治学会『政治参加の理論 と現実』岩波書店, 69-95.

似田貝香門, 1991,「現代社会の地域集団」蓮見音彦編『ライブラリ社会学 3 地域社会学』サイエンス社, 95-158.

奥田道大,1983,『都市コミュニティの理論』東京大学出版会.

関春南,1997,『戦後日本のスポーツ政策 その構造と展開』大修館書店.

塩原勉,1976,『組織と運動の理論』新曜社.

菅原禮, 1977,「現代社会と社会体育」菅原禮・望月健一・粂野豊編『現代社会体育論』不昧堂出版, 9-62.

高田昭彦, 2004, 「市民運動の現在―― NPO・市民活動による社会構築」帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門』 文化書房博文社, 81-110.

高寄昇三,1993,『宮崎神戸市政の研究第3巻自治体経営論』勁草書房

田中研之輔, 2006,「現代都市社会の論理と『スポーツ』」菊幸一、清水諭、仲澤眞、松村和則編『現代スポーツのパースペクティブ』大修館書店, 228-244.

内海和雄,2005、『日本のスポーツ・フォー・オール―未熟な福祉国家のスポーツ政策』不味堂出版.

牛山久仁彦, 2004, 「市民運動の変化と政策・制度要求」帯刀治・北川隆吉編『社会運動研究入門』文化書房博文社, 60-79.

山口泰雄,2006、『地域を変えた総合型地域スポーツクラブ』大修館書店.

矢元台公園管理会,1993,『公園とともに――公園管理22年の記録』.

財団法人 公園緑地管理財団,2005,『公園管理ガイドブック』.

(はらだ しゅん、東京大学大学院人文社会系研究科、harashun84@gmail.com) (査読者 新雅史、山本唯人)

# Evolution from Residents' Movement to Civil Associations

: A Case Study of the Tarumi Sports Club

HARADA, Shun

Although residents' movements in the 1960s and '70s have been discussed to evolve into civil associations, residents' movement organizations continue to coexist with other community groups. In this article, I focus on the Tarumi Sports Club in Kobe, Japan. The club, which was a result of a residents' movement, continues to be involved in park management; as such, the power of the movement has weakened. I analyze the club's history using Hanspeter Kriesi's typology of transformations of goal orientations and action repertories of social movement organizations (SMOs). On the basis of the findings, I conclude that the Tarumi Sports Club, which began as a social movement organization, evolved through not only "institutionalization" but also "involution." After the club's bifurcation, it has continued to be characterized by "involution" and, in association with other groups, still embodies the principle of the movement. In this way, it is different from ordinary civil associations.